

<退去に関する注意事項>

(1) 解約通知書の提出

退去をなさる確定日の1ヶ月以上前にあらかじめTELの上、下記の解約通知書を当社へ持参又は郵送して下さい。解約の通告をしないで急に退去されたり、急な明渡日の延長または退去の取り消し等をしますと違約金・損害金等が請求されますのでご注意ください。

(契約書参照、15日単位での精算)

(2) 公共料金の精算

電気・ガス・水道等の光熱費用等は、退去日までにすべて精算連絡をして下さい(退去日が決定していれば事前に予約できます)。また、電気の自由化で東京電力以外をご使用の方は、必ず、東京電力へお戻しください。

(3) 鍵の返還

本鍵(スペアキーも含む)は、当社へ必ずご返却下さい。万一鍵を紛失しますと鍵全部の交換となり、その費用は別途負担して頂くこととなります。

(4) 粗大ゴミ等の処理

不要家具・荷物等を残したまま退去されたり、ゴミ、粗大ゴミの片付け等未処理のままですと、その費用も別途負担して頂きますので退去時に必ず処分して下さい。

(5) 敷金の精算

ルームクリーニング・補修等の終了及び精算の完了後に貸主にての精算となりますので貴殿が退去されてから、約1~1.5ヶ月位かかる場合がありますので、ご了承下さい。

(注:室内の損傷がひどい場合は、敷金内で精算できない場合があります別途費用を請求する場合があります。)

【連絡及び解約通知書送付先】

〒231-0065 横浜市中区宮川町2-32 株式会社扇屋 TEL 241-7833

-----キリトリ-----

<解約通知書>

①通知年月日: 令和 年 月 日

②物件名: (号室)

③契約者: ㊦ ※立会日は水曜・祭日以外にて

④退去日立会日: 令和 年 月 日 時 ※必ずご記入下さい。(予定でも可)

⑤転居先住所:

⑥現TEL: 移転先TEL:

(携帯でも可)

賃借人_____は、賃貸借契約を解約し令和 年 月 日までに明渡すことを通知し、確実に実行することを確約致します。万一、明渡しが遅延することがあれば、理由の如何を問わず、私の遅延によって発生した損害は賠償致します。

【口座】	銀行	支店
普通・当座	NO.	番
名義:	(カタカナ記載)	

※宜しければご回答下さい。(□にレ点して下さい)

転居理由: 転勤 結婚 手狭 住宅購入 その他